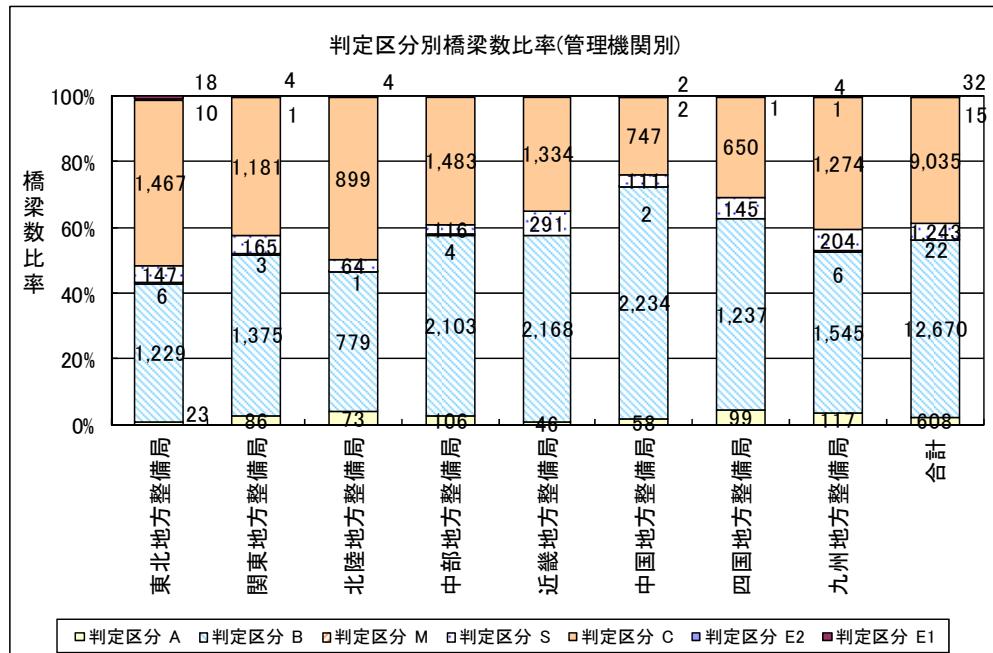


2. どのような状態のストックを抱えているか

2.1 橋梁の対策区分の判定区分

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

◆国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号、第776号からの推移

(橋)

橋梁管理カルテ	判定区分								備考
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計	
H19.4現在	1,375	7,380	25	924	5,329	35	59	15,127	第488号
	9.1%	48.8%	0.2%	6.1%	35.2%	0.2%	0.4%	100.0%	
H20.4現在	1,250	9,267	27	1,263	6,720	44	62	18,633	第545号
	6.7%	49.7%	0.1%	6.8%	36.1%	0.2%	0.3%	100.0%	
H21.4現在	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626	第645号
	4.9%	48.3%	0.1%	7.6%	38.8%	0.2%	0.2%	100.0%	
H22.4現在	913	10,390	24	1,570	8,639	21	36	21,593	第645号
	4.2%	48.1%	0.1%	7.3%	40.0%	0.1%	0.2%	100.0%	
H23.4現在	847	11,202	22	1,469	8,830	20	31	22,421	第693号
	3.8%	50.0%	0.1%	6.6%	39.4%	0.1%	0.1%	100.0%	
H24.4現在	734	11,441	16	1,307	9,287	21	33	22,839	第776号
	3.2%	50.1%	0.1%	5.7%	40.7%	0.1%	0.1%	100.0%	
H25.4現在	608	12,670	22	1,243	9,035	15	32	23,625	
	2.6%	53.6%	0.1%	5.3%	38.2%	0.1%	0.1%	100.0%	

- 最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

判定区分別橋梁数比率(管理機関別)

(橋)

管理機関別	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
東北地方整備局	23	1,229	6	147	1,467	10	18	2,900
関東地方整備局	86	1,375	3	165	1,181	1	4	2,815
北陸地方整備局	73	779	1	64	899		4	1,820
中部地方整備局	106	2,103	4	116	1,483			3,812
近畿地方整備局	46	2,168		291	1,334			3,839
中国地方整備局	58	2,234	2	111	747	2	2	3,156
四国地方整備局	99	1,237		145	650	1		2,132
九州地方整備局	117	1,545	6	204	1,274	1	4	3,151
合計	608	12,670	22	1,243	9,035	15	32	23,625

出典：橋梁管理カルテ(H25.4 時点) のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

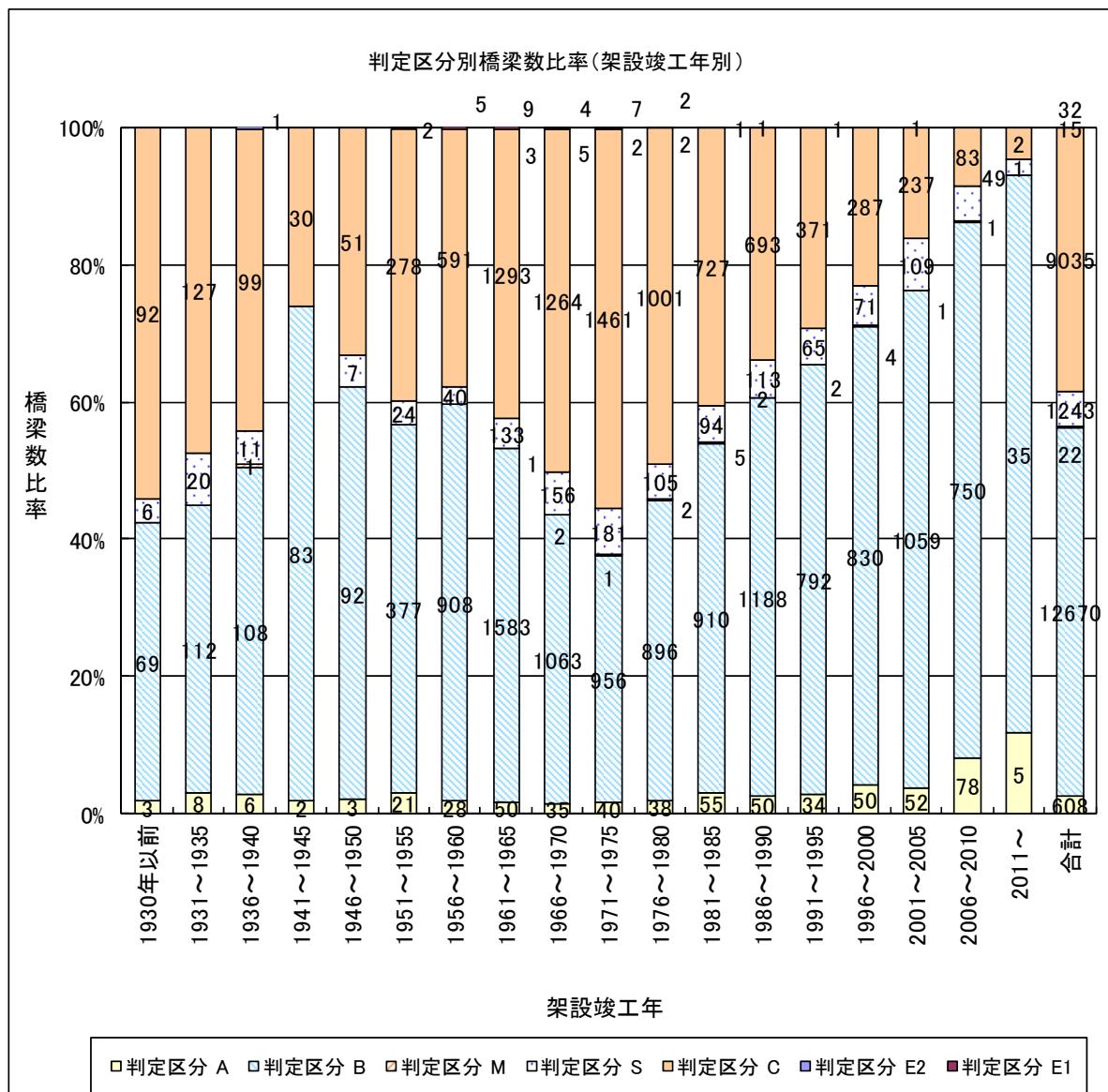
(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(橋)

架設竣工年	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
1930年以前	3	69		6	92			170
1931～1935	8	112		20	127			267
1936～1940	6	108	1	11	99	1		226
1941～1945	2	83			30			115
1946～1950	3	92		7	51			153
1951～1955	21	377		24	278		2	702
1956～1960	28	908		40	591		5	1,572
1961～1965	50	1,583	1	133	1,293	3	9	3,072
1966～1970	35	1,063	2	156	1,264	5	4	2,529
1971～1975	40	956	1	181	1,461	2	7	2,648
1976～1980	38	896	2	105	1,001	2	2	2,046
1981～1985	55	910	5	94	727		1	1,792
1986～1990	50	1,188	2	113	693	1		2,047
1991～1995	34	792	2	65	371	1		1,265
1996～2000	50	830	4	71	287			1,242
2001～2005	52	1,059	1	109	237		1	1,459
2006～2010	78	750	1	49	83			961
2011～	5	35		1	2			43
不明	50	859		58	348		1	1,316
合計	608	12,670	22	1,243	9,035	15	32	23,625

出典：橋梁管理カルテ(H25.4 時点) のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m 以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

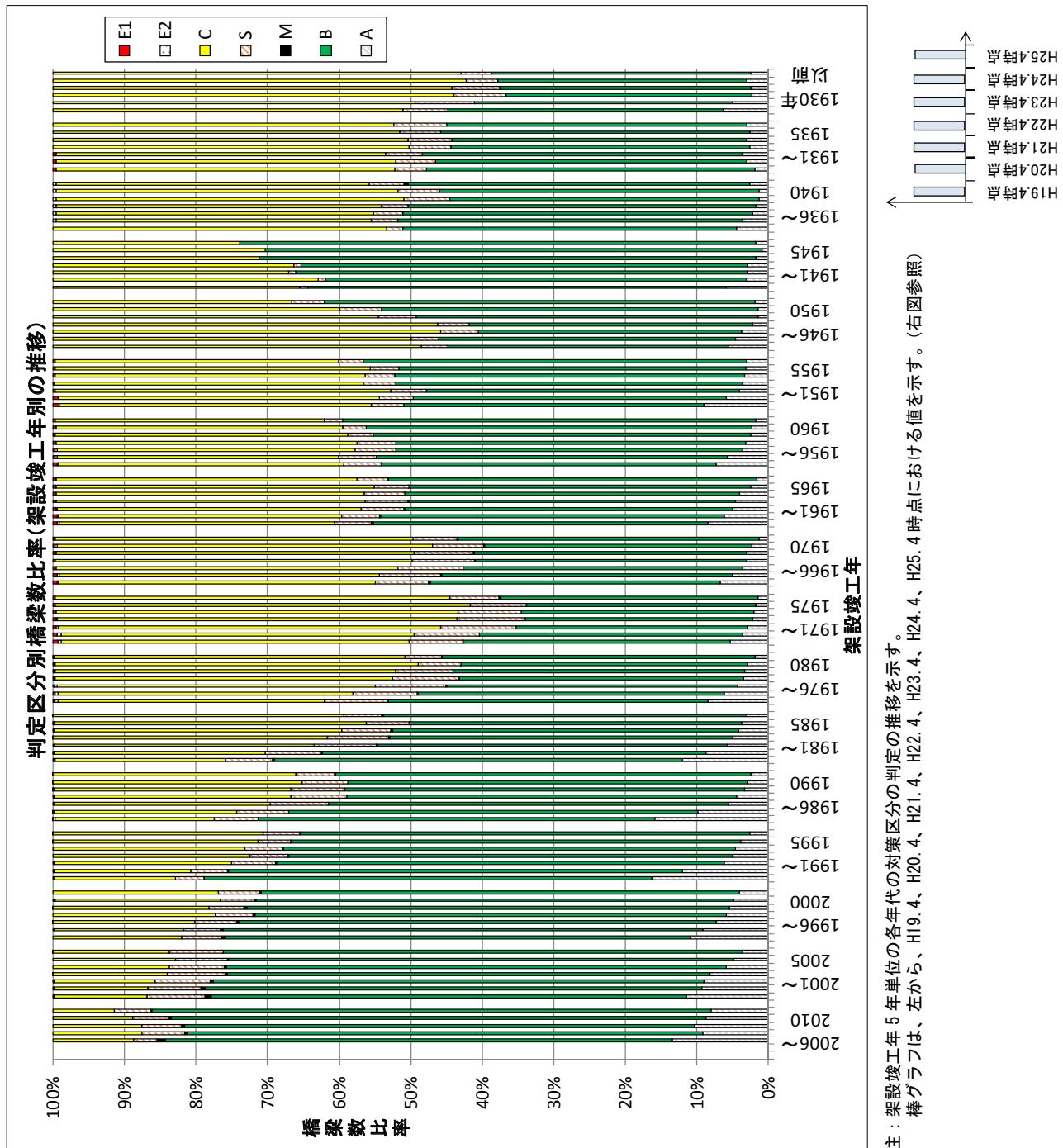
(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別の推移）



出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H25.4時点) のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)											
		(橋)									
架設竣工年	時点	判定区分									
		A	B	M	S	C	E2	E1	合計		
1930年以前	H19.4	9	55		9	70			143		
	H20.4	8	57		13	80			158		
	H21.4	4	57		12	93			166		
	H22.4	4	58		11	92			165		
	H23.4	5	56		7	93			161		
	H24.4	4	59		7	93			163		
	H25.4	3	69		6	92			170		
1931～1935	H19.4	4	92		9	95		1	201		
	H20.4	7	101		13	110		1	232		
	H21.4	9	113		13	116		1	252		
	H22.4	7	108		15	129			259		
	H23.4	8	108		16	130			262		
	H24.4	7	113		15	127			262		
	H25.4	8	112		20	127			267		
1936～1940	H19.4	8	83		4	83			178		
	H20.4	8	105		8	98	1		218		
	H21.4	5	108		9	98	1		221		
	H22.4	4	108		8	101	1		222		
	H23.4	3	95		14	107	1		220		
	H24.4	3	98		13	105	1		220		
	H25.4	6	108	1	11	99	1		226		
1941～1945	H19.4	5	49		1	29			84		
	H20.4	3	57		1	36			97		
	H21.4	3	65		1	34			103		
	H22.4	3	65		1	35			104		
	H23.4	2	77			32			111		
	H24.4	1	77			33			111		
	H25.4	2	83			30			115		
1946～1950	H19.4	6	42		4	55			107		
	H20.4	6	54		5	65			130		
	H21.4	5	49		7	72			133		
	H22.4	3	53		6	72			134		
	H23.4	2	64		7	61			134		
	H24.4	2	71		8	54			135		
	H25.4	3	92		7	51			153		
1951～1955	H19.4	53	245		27	255		5	585		
	H20.4	38	282		31	289		5	645		
	H21.4	27	293		33	314	2	669			
	H22.4	24	327		30	291	1	673			
	H23.4	23	332		28	295	2	680			
	H24.4	22	330		27	300	2	681			
	H25.4	21	377		24	278	2	702			
1956～1960	H19.4	85	540	1	61	461	3	6	1,157		
	H20.4	81	682		75	548	3	5	1,394		
	H21.4	52	703		82	605	4	4	1,450		
	H22.4	48	718		80	618	3	4	1,471		
	H23.4	38	795		54	618	2	3	1,510		
	H24.4	35	819		49	610	2	4	1,519		
	H25.4	28	908		40	591	5	5	1,572		
1961～1965	H19.4	197	1,085	6	119	892	6	15	2,320		
	H20.4	174	1,334	6	145	1,103	7	15	2,784		
	H21.4	145	1,321	6	173	1,223	6	12	2,886		
	H22.4	135	1,324	5	176	1,252	6	8	2,906		
	H23.4	119	1,394	2	167	1,285	5	7	2,979		
	H24.4	74	1,441	1	146	1,342	5	10	3,019		
	H25.4	50	1,583	1	133	1,293	3	9	3,072		
1966～1970	H19.4	128	770	3	141	841	4	11	1,898		
	H20.4	115	931	3	195	1,026	5	15	2,290		
	H21.4	86	926		216	1,136	3	6	2,373		
	H22.4	72	910	2	209	1,194	3	6	2,396		
	H23.4	75	918	2	200	1,206	4	6	2,411		
	H24.4	58	918	3	173	1,290	4	9	2,455		
	H25.4	35	1,063	2	156	1,264	5	4	2,529		
1971～1975	H19.4	100	688	1	139	899	7	14	1,848		
	H20.4	82	813	1	203	1,092	13	13	2,217		
	H21.4	70	792		259	1,306	9	10	2,446		
	H22.4	56	814		243	1,430	4	10	2,557		
	H23.4	52	835		227	1,441	3	7	2,565		
	H24.4	46	830		199	1,499	2	7	2,583		
	H25.4	40	956	1	181	1,461	2	7	2,646		

出典：橋梁管理カルテ(H19.4～H25.4 時点) のデータ

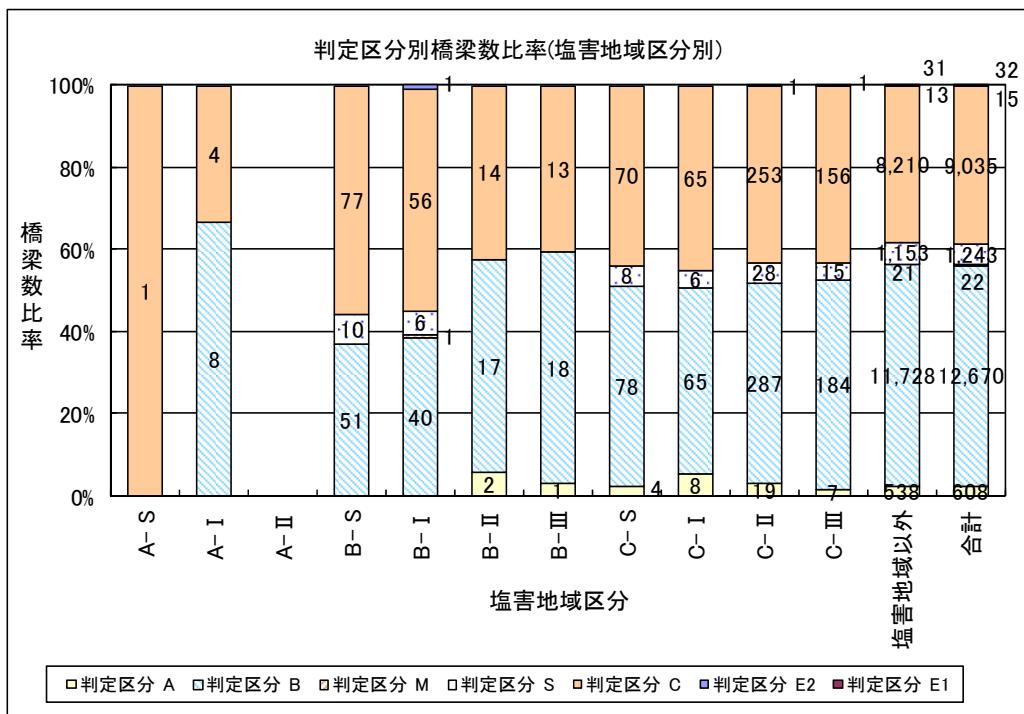
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容						
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。						
E2	その他、緊急対応の必要がある。						
C	速やかに補修等を行う必要がある。						
S	詳細調査の必要がある。						
M	維持工事で対応する必要がある。						
B	状況に応じて補修を行う必要がある。						
A	補修を行う必要がない。						

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点) のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編（平成 14 年 3 月より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から 100mまで	S
		100mをこえて 300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から 100mまで	S
		100mをこえて 300mまで	I
		300mをこえて 500mまで	II
C	上記以外の地域	500mをこえて 700mまで	III
		海上部及び海岸線から 20mまで	S
		20mをこえて 50mまで	I
		50mをこえて 100mまで	II
		100mをこえて 200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町
青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、脇野沢村（下北郡）
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(橋)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S					1			1
A-I		8			4			12
A-II								0
B-S		51		10	77			138
B-I		40	1	6	56	1		104
B-II	2	17			14			33
B-III	1	18			13			32
C-S	4	78		8	70			160
C-I	8	65		6	65			144
C-II	19	287		28	253	1		588
C-III	7	184		15	156		1	363
塩害地域以外	538	11,728	21	1,153	8,210	13	31	21,694
不明	29	194		17	116			356
合計	608	12,670	22	1,243	9,035	15	32	23,625

出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点)のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

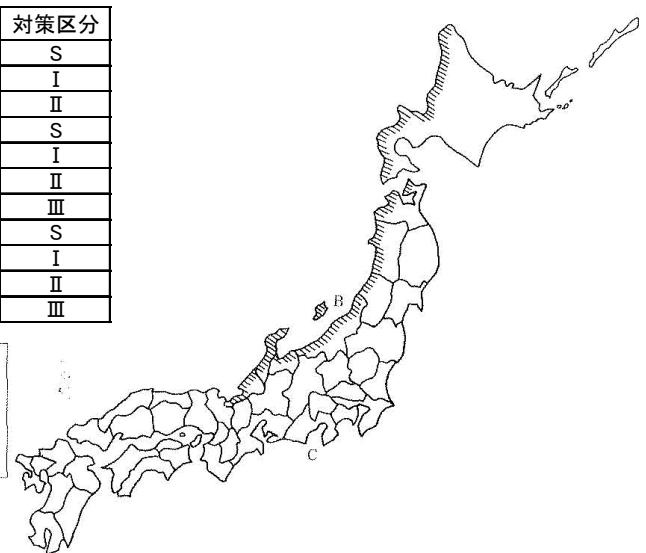
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

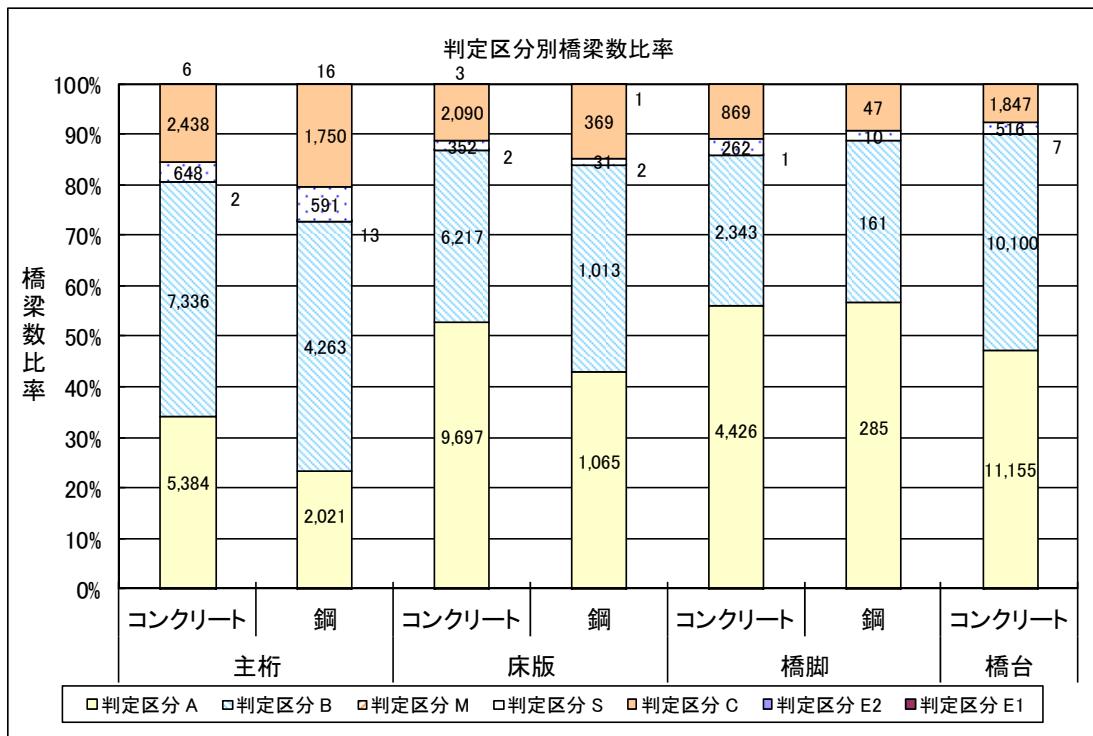
地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町
青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、勝野沢村（下北郡）
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例
 ● 地域区分 A
 ■ 地域区分 B
 — 地域区分 C (上記地域を除く)

⑤ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ（H25.4時点）のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豊壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

対策判定区別橋梁数比率(部材別)

(橋)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	5,384	7,336	2	648	2,438	3	6	15,817
	鋼	2,021	4,263	13	591	1,750		16	8,654
床版	コンクリート	9,697	6,217	2	352	2,090	1	3	18,362
	鋼	1,065	1,013	2	31	369	1		2,481
橋脚	コンクリート	4,426	2,343	1	262	869			7,901
	鋼	285	161		10	47			503
橋台	コンクリート	11,155	10,100	7	516	1,847			23,625

出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点) のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m 以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、竪壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

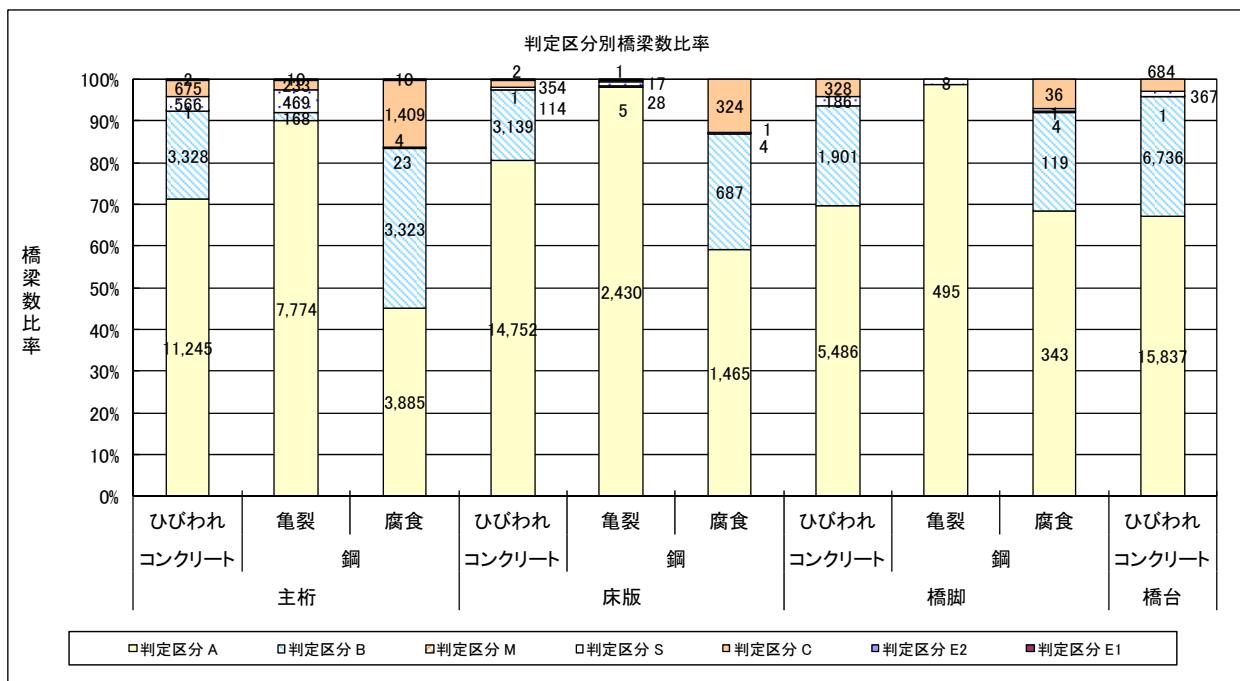
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

4. 対策判定区分 A の橋梁数は、対象部材を持つ全橋梁数から対策判定区分 B～E1 の橋梁数を除いて集計。なお、同じ橋梁であっても異なる径間にコンクリート部材と鋼部材の両者が存在する場合には両方計上しているため、コンクリート部材と鋼部材の箇所数の計と対象橋梁箇所数は一致しない。

5. 床版橋については、床版として計上されていないことから、床版を有する橋梁の合計数は、全橋梁数と一致しない。

6. 国総研資料第 488 号、第 545 号、第 645 号、第 693 号では、点検結果の記録があるものののみ集計をしていたが、第 776 号より、点検実施をしている橋梁で対策判定区分の記録のない部材については、対策判定区分 A として集計することとした。

⑥ 橋梁の対策区分の判定区分比率（損傷種類別）



出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点) のデータ

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m 以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」

(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 損傷種類内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、堅壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

対策判定区別橋梁数比率(損傷種類別)

(橋)

部位	材料	損傷種類	対策判定区分							合計
			A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	ひびわれ	11,245	3,328	1	566	675		2	15,817
		亀裂	7,774	168		469	233		10	8,654
	鋼	腐食	3,885	3,323	4	23	1,409		10	8,654
床版	コンクリート	ひびわれ	14,752	3,139	1	114	354		2	18,362
		亀裂	2,430	5		28	17	1		2,481
	鋼	腐食	1,465	687	1	4	324			2,481
橋脚	コンクリート	ひびわれ	5,486	1,901		186	328			7,901
		亀裂	495			8				503
	鋼	腐食	343	119	1	4	36			503
橋台	コンクリート	ひびわれ	15,837	6,736	1	367	684			23,625

出典：橋梁管理カルテ(H25.4時点)のデータ

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 損傷種類内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

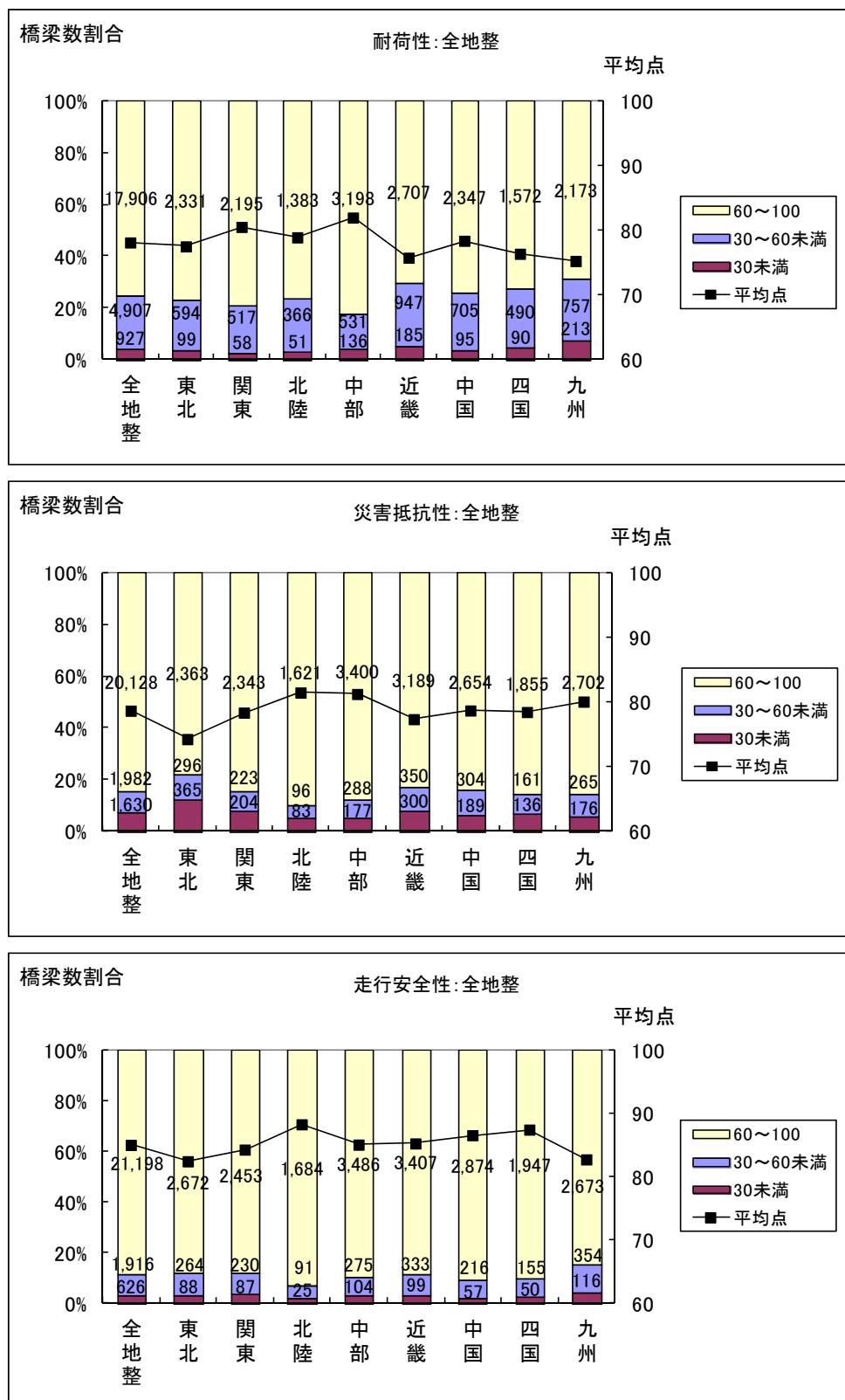
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、堅壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。
4. 対策判定区分Aの橋梁数は、対象部材を持つ全橋梁数から対策判定区分B～E1の橋梁数を除いて集計。なお、同じ橋梁であっても異なる径間にコンクリート部材と鋼部材の両者が存在する場合には両方計上しているため、コンクリート部材と鋼部材の箇所数の計と対象橋梁箇所数は一致しない。
5. 床版橋については、床版として計上されていないことから、床版を有する橋梁の合計数は、全橋梁数と一致しない。
6. 国総研資料第488号、第545号、第645号、第693号では、点検結果の記録があるものの集計をしていたが、第776号より、点検実施をしている橋梁で対策判定区分の記録のない部材については、対策判定区分Aとして集計することとした。

2.2 道路橋の総合評価指標

① 管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第776号付録参照。

1. 耐荷性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	927	4,907	17,906	23,740	78.1
東北	99	594	2,331	3,024	77.5
関東	58	517	2,195	2,770	80.5
北陸	51	366	1,383	1,800	78.9
中部	136	531	3,198	3,865	82.0
近畿	185	947	2,707	3,839	75.8
中国	95	705	2,347	3,147	78.4
四国	90	490	1,572	2,152	76.4
九州	213	757	2,173	3,143	75.2

2. 災害抵抗性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	1,630	1,982	20,128	23,740	78.7
東北	365	296	2,363	3,024	74.3
関東	204	223	2,343	2,770	78.4
北陸	83	96	1,621	1,800	81.5
中部	177	288	3,400	3,865	81.2
近畿	300	350	3,189	3,839	77.4
中国	189	304	2,654	3,147	78.7
四国	136	161	1,855	2,152	78.4
九州	176	265	2,702	3,143	80.1

3. 走行安全性

(橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	626	1,916	21,198	23,740	85.0
東北	88	264	2,672	3,024	82.4
関東	87	230	2,453	2,770	84.3
北陸	25	91	1,684	1,800	88.3
中部	104	275	3,486	3,865	85.1
近畿	99	333	3,407	3,839	85.2
中国	57	216	2,874	3,147	86.6
四国	50	155	1,947	2,152	87.4
九州	116	354	2,673	3,143	82.7

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

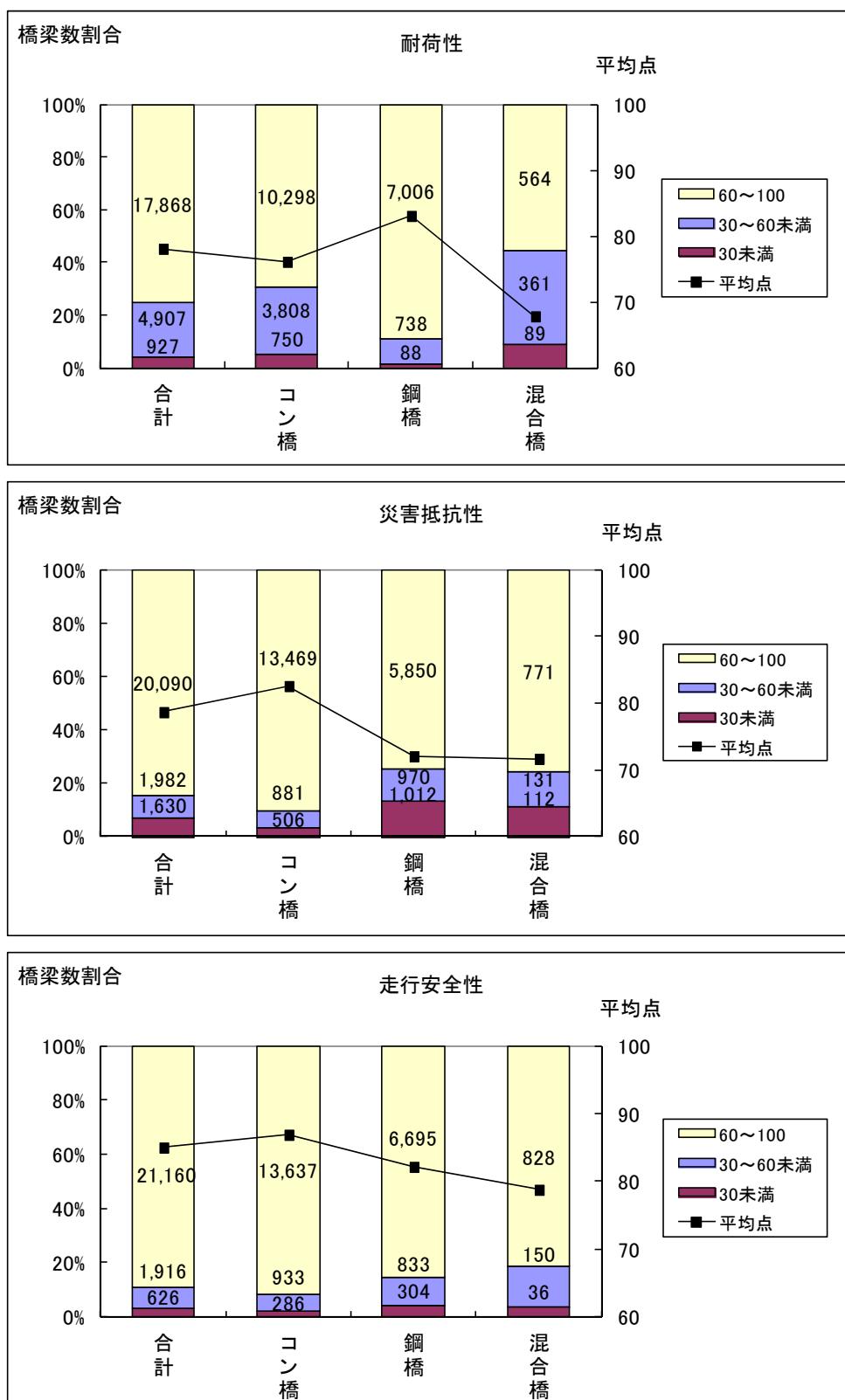
算出方法は、国総研資料第 776 号付録参照。

◆国総研資料第 488 号、第 545 号、第 645 号、第 698 号、第 776 号からの推移

直轄	耐荷性				災害抵抗性				走行安全性				計	備考
	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点	30未満	30～60	60以上	平均点		
H19	614	2,958	12,077	78.2	1,053	1,575	13,021	77.7	833	2,414	12,402	79.5	15,649	第488号
	3.9%	18.9%	77.2%	—	6.7%	10.1%	83.2%	—	5.3%	15.4%	79.3%	—	—	
H20	615	3,499	14,228	78.9	1,249	1,727	15,366	78.2	803	2,670	14,869	81.2	18,342	第545号
	3.4%	19.1%	77.6%	—	6.8%	9.4%	83.8%	—	4.4%	14.6%	81.1%	—	—	
H21	780	3,944	15,503	78.4	1,500	1,923	16,804	77.9	899	3,068	16,260	81.1	20,227	第645号
	3.9%	19.5%	76.6%	—	7.4%	9.5%	83.1%	—	4.4%	15.2%	80.4%	—	—	
H22	831	4,211	16,186	78.3	1,575	2,007	17,646	77.9	879	2,940	17,409	81.8	21,228	第645号
	3.9%	19.8%	76.2%	—	7.4%	9.5%	83.1%	—	4.1%	13.8%	82.0%	—	—	
H23	839	4,468	16,634	78.2	1,584	2,053	18,304	78.0	839	2,680	18,422	82.5	21,941	第693号
	3.8%	20.4%	75.8%	—	7.2%	9.4%	83.4%	—	3.8%	12.2%	84.0%	—	—	
H24	879	4,663	16,934	78.0	1,607	2,002	18,867	78.2	796	2,484	19,196	83.2	22,476	第776号
	3.9%	20.7%	75.3%	—	7.1%	8.9%	83.9%	—	3.5%	11.1%	85.4%	—	—	
H25	927	4,907	17,906	78.1	1,630	1,982	20,128	78.7	626	1,916	21,198	85.0	23,740	
	3.9%	20.7%	75.4%	—	6.9%	8.3%	84.8%	—	2.6%	8.1%	89.3%	—	—	

- 最新点検が行われた橋梁は、最新点検の結果に更新。

② 上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第776号付録参照。

1. 耐荷性

	(橋)				
	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	927	4,907	17,868	23,702	78.1
コン橋	750	3,808	10,298	14,856	76.1
鋼橋	88	738	7,006	7,832	83.1
混合橋	89	361	564	1,014	67.8

2. 災害抵抗性

	(橋)				
	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	1,630	1,982	20,090	23,702	78.7
コン橋	506	881	13,469	14,856	82.6
鋼橋	1,012	970	5,850	7,832	72.1
混合橋	112	131	771	1,014	71.7

3. 走行安全性

	(橋)				
	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	626	1,916	21,160	23,702	85.0
コン橋	286	933	13,637	14,856	86.9
鋼橋	304	833	6,695	7,832	82.2
混合橋	36	150	828	1,014	78.8

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第776号付録参照。